

第43回寝屋川市障害者計画等推進委員会 要旨

日 時 平成30年3月28日 13:00～14:05

場 所 市立保健福祉センター 5階研修室5

出席委員 上田委員 牛田委員 大西委員 奥村委員 岸谷委員 北野委員長 朽見委員
笹川委員 刃良委員 辻岡委員 富田委員 中島委員 馬場委員 濱吉委員
久澤委員 平田委員 村井委員 森下委員 山中副委員長 横井委員 (名簿順)
欠席委員 松村委員

手話通訳者の紹介

1 開会あいさつ (北野委員長)

本日は基本的に報告事項となるが、よろしく願います。時間が残れば最近の障害者福祉の動向を若干お話したい。

会議成立の報告

資料の確認 (資料4の修正版を当日配付し、差し替えを依頼)

2 案件審議

寝屋川市障害者長期計画 (第3次計画)、寝屋川市障害福祉計画 (第5期計画) 及び障害児福祉計画 (第1期計画) (案) について

(北野委員長)

それでは案件に入りたい。本日は計画素案に対するパブリック・コメントの結果報告と大阪府との法定協議等の報告がメインである。事務局から説明をお願いする。

(事務局 資料4、5に基づき説明)

[補足事項]

- ・パブリック・コメントでのご意見に対して、長期計画は7件は市の考え方を述べて素案のままとし、7件はご指摘のとおり修正・追記、2件はご意見をふまえて修正・追記した。福祉計画は9件は市の考え方を述べて素案のままとし、5件はご指摘のとおり修正・追記、2件はご意見をふまえて修正・追記した。
- ・福祉計画についての大阪府との法定協議では、協議事項に基づく指摘が5件あり、指摘に基づき修正・追記した。協議事項以外の指摘が10件あり、9件について指摘をふまえて修正・追記した。
- ・これら以外で、自立支援協議会での意見に基づく計画のレイアウトや、誤字、脱字等の修正、他の計画との調整による修正などを行った。

(北野委員長)

これから大きな修正はできないが、意見や質問があれば出してほしい。パブリック・コメントでは細かなチェックもされており、よく読んでおられると感心した。ご意見は同意できるものが多く、ご指摘をふまえて修正した。法定協議は国から求められている事項についての指摘であり、指摘をふまえて明記したということである。

(朽見委員)

法定協議での指摘で子ども・子育て支援事業計画の数値が記載されたが、これらのサービスは障害の有無に関係なく受け入れると捉えてよいか。

(事務局)

子ども・子育て支援に関わる数値目標は、国の策定指針で子ども・子育て支援事業計画との

整合を図ることとされたが、現行の子ども・子育て支援事業計画の策定段階では障害児のニーズ調査を行っていないため、一般の子どもが使える事業は障害児も使えるものとしてそのまま載せるという指針に基づいて記載している。なお、次期の子ども・子育て支援事業計画では障害児のニーズを把握するという指針が示されるかもしれないと聞いている。

(朽見委員)

現在、子育てリフレッシュ館のオープンが大々的に宣伝されているが、一時預かりなどを、障害のある子どもが使いたいときに使えるのかなどを疑問に思っていたので質問した。いろいろな手立ては必要かもしれないが、使えるサービスのひとつとして検討される方向だと考えてよいか。

(事務局)

計画としては先に説明したとおりだが、実際の事業のなかでどれくらい対応できるかは、これからの検討課題かと思っている。

(北野委員長)

障害のある子どもも使えるということで、計画に記載されているということである。

(奥村委員)

福祉計画に「福祉的就労」と書かれているが、一般就労との違いを教えてください。これは作業所のことか。また、就労継続事業A型はどのようなものか。

(事務局)

就労継続支援事業A型、B型として訓練を含めて仕事をするものを福祉的就労と呼んでおり、作業所は福祉的就労である。A型は雇用契約は結ぶが、福祉的就労に含まれる。

(奥村委員)

就労継続支援事業A型はハローワークに自分で探して行くが、最近は潰れるところ多くて困っている人がいると聞く。これらの事業を混同しているので、分けて理解できるとありがたい。

(久澤委員)

就労継続支援のA型は営利法人も運営しているが、社会福祉法人でもやっている。ハローワークで求人するなど中途半端なところはあるが、国の報酬によって運営されるサービスという点で福祉的就労であり、利潤で運営する事業所での一般就労とは違うということである。規制緩和で営利法人がA型を運営しているが、新聞によると7割の事業所は報酬を工賃に回しており、国が本来のかたちにもっていくという動きになっている。しかし、現場では整理しきれない部分があり、事業所が閉鎖され、解雇になる人が出てきているのだと思う。

(北野委員長)

就労継続支援のA型はわかりにくい事業であり、最低賃金を保障する一方で国から報酬が出て、就労の部分と福祉的な部分が重なっているため、どちらを重くみるかで違ってくるが、国は一般就労に向けたサービスのひとつと位置づけており、最終点ではないということである。

(馬場委員)

地域生活支援事業として記載されている入院時コミュニケーションサポート事業は、既に実施しているのか。また、知的障害などでコミュニケーションが取りにくい人へのサポートはどうなっているのか。また、市役所内で雇用されている障害者の障害種別ごとの人数を知りたい。

(事務局)

重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業は、身体障害だけでなく入院時にコミュニケーションサポートが必要な人を対象として実施しており、平成28年度の実績は2人（身体障害1人、知的障害1人）で4件である。市役所での障害者雇用は人事室が把握しており、障害福祉課では障害種別ごとの人数はわからないが、雇用率は2.7%と聞いている。

(馬場委員)

障害が広がってきており、高次脳機能障害や知的障害の人などの雇用もすすめるよう市役所は率先して取り組んでほしいので、後日でもよいので状況を知らせてほしい。

(事務局)

人事室と調整し、可能な範囲でお答えしたい。

(北野委員長)

他に意見はないか。意見がなければ、その他の議題はどうか。

特になければ、最近の動向についてお話したい。国の委員を辞めてしまったのであまり情報がないが、私が関係しているものについてお話する。

茨木市では、「障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が市議会で全会一致で可決された。また、滋賀県でも計画の委員会で条例案を作成し、これから議会にかけていくが、委員会でいろいろな意見が出たので、本日配付した資料は修正が加えられる。茨木市も滋賀県も、国が差別解消法を施行3年後に見直す際のモデルになるものをめざしてつくった。例えば、滋賀県では障害の定義で、指定による制限がある難病を「難治性疾患」とし、「断続的な制限」も含めてかなり広げている。差別解消法は差別の定義をしていないので、国連の障害者権利条約と障害者政策委員会の差別禁止部会のまとめをふまえ、「不均等待遇」と「合理的配慮の不提供」とした。不均等待遇は「平等な待遇」でもよかったが、平等は非常に幅広い概念になってしまうのでとどめた。また、「社会モデル」を明確に定義した。条例制定の背景として障害者権利条約を謳うべきということや、基本理念も「すべての障害者のあらゆる人権と尊厳の尊重」として人権を明確にすべきなどの意見が障害者団体から出て、その方向で検討している。障害のある人に特化した条例から幅広い展開ができないかという要望が社会福祉協議会や市民団体から出され、「共生」のなかにアメリカの差別禁止法のような「障害者として見なされている」ことまで広げた概念規定を入れた。「一方的な非難」でなくても建設的な話し合いのなかで差別をなくし、共生社会をつくっていくという言葉も入れた。意思疎通手段として手話言語も入れている。差別解消に関する分野の順番についても、障害のある人が最初に出会うのは学校であり、地域であり、就労なので、教育や労働を1番、2番にすべきという意見も出た。地域住民との関係も大切なので、地域活動や災害の分野についての表現も入れてほしいという意見もあった。雇用・就労の促進に関して、社会モデルを明確にしているのに「能力に応じた」と書いていることへの批判も出たので、「個性と可能性に基づく」という表現に変えた。相談・あっせんのしくみの地域支援員は「障害のある人の社会モデルに基づく当事者を中心とした地域のアドボケイター」という先進的な表現になった。議員に馴染みのない表現を入れると引っかかってしまう可能性があるので、調整をしながらすすめていくが、茨木市も同じような表現になっている。また、合理的配慮は現在の差別解消法では民間は努力義務だが、滋賀県、茨木市では法的な義務にしており、あっせん・調整を行うときにかなり強い指示を行うことになるが、金銭的な支援としての助成のしくみも入れる方向で議論がすすんでいる。国もこの方向で全体のしくみを変えてほしいと思っている。

成年後見制度利用促進法ができたが、利用を阻害する要因もたくさんあり、被後見人になるとさまざまな欠格条項があるので利用しない人もいるので、国はすべての欠格条項をなくす方向ですすんでいる。しかし、文部科学省の資料は絶対的欠格条項を相対的欠格条項に変えただけで、一律に排除しないが、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査するということであり、審査が厳しければほとんど変わらないので、かなり慎重に運用してもらわないといけない。

地域生活支援拠点等のマニュアルが国の主管課長会議で示された。いろいろなQ&Aのなかで具体例が示されているが、例えば、体験の機会・場の例はよく知っており、これがモデルだとすると、全体的な展開はすすんでいないのだなと思ってしまった。他の例がどこまでやっているのかも気になったので、もう少し分析しながら、各市町村でつくっていかればと思った。

(岸谷委員)

地域生活支援拠点について、府内では拠点を設けた市が2つあるが、人材がないことが問題になっており、寝屋川市でも人材育成がいちばん大事な気がする。そのため、国が32年度までにやれと言っても、できる市は少ないのではないかと懸念している。人材育成と報酬をきち

んと打ち出さないと、地域では財政事情で思うようにいけないと国に主張してきたが、市町村からも声を上げていくことが必要だと感じた。

(北野委員長)

地域生活支援拠点はいくつかの事業に若干の加算が付いたが、単位が低いのでふさわしい人材の確保は難しい。しかし、計画の法定協議でも指摘があったように、平成32年度までに必ずやれということなので、どう展開していくかである。障害のある人や親が高齢化してきて状況は切迫しているので、地域生活のしくみとして拠点は必要だと思うが、リアリティのあるものとしてどう展開できるかを、寝屋川市でもしっかり考えてやってほしいと思う。

(事務局)

地域生活支援拠点については第4期計画でプロジェクト会議を立ち上げ、当面は面的整備として取り組みを具体化していくこととしていたが、第5期計画では、すすめるなかで拠点整備の必要性やニーズが出てくれば、それをふまえた検討も必要だと思っている。国の資料にも、拠点整備、面的整備にこだわらず地域の実情に応じた整備を行うことと書かれており、そうしたこともふまえて取り組んでいきたいと思っている。なお、拠点整備のひとつの事業として体験宿泊プログラム事業を予算化し、来年度に取り組んでいく。

3 閉会あいさつ（山中副委員長）

委員のみなさんの熱心な討議やニーズ調査、パブリック・コメントなども含め、長期計画と福祉計画の案ができたが、社会的な状況が変化した場合は、その都度見直していく必要もあると思う。いろいろな問題もあると思うが、今後みなさま方とやっていきたい。

(事務局)

委員の任期は平成30年7月31日までであり、次の任期に向けて委員推薦のお願いや公募を行っていく。来年度の計画推進委員会は1回の予定である。

松岡福祉部長あいさつ

本日はお忙しいなかご出席いただき感謝する。平成28年7月からご出席いただき、本日が委嘱期間中最後の委員会となった。特に今期は第3次障害者長期計画と第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画を同時に策定し、今年度は今回を含め5回にわたり活発な議論をしていただいたことに、心から深く感謝を申し上げます。みなさまの議論を通じて、市の実情や課題を反映した計画案を作成することができた。今後、市長決裁を経て次期の計画が確定することとなる。計画をふまえて障害福祉施策を着実に推進してまいり所存であり、今後も本市の障害福祉施策の推進にご協力賜るよう、よろしくごお願い申し上げます。委員のみなさまのご健康とますますのご活躍をお祈りして、お礼のあいさつとさせていただきます。

(閉会)